委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	会計課
委託業務番号	令和4年度 長会第 7 号
委託業務名称	公金収納システム運用業務委託
委託業務場所	長浜市八幡東町632番地 長浜市役所 ほか
業務の概要	公金収納の日次処理 ・収納金、収納済通知書を各金融機関から集約し当市の口座へ収納、済通の集計 ・日計表および収納用消込データの作成 ・日計表、収納済通知書、収納用消込データを当市に送付
履行期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
契約年月日	令和4年4月1日
契約額(税込)	(単価契約) 公金収納サービス利用基本料 月額 50,000円 収納済通知書処理(窓口収納) 収納済通知書1枚あたり 16円 上記金額に、取引に係る消費税及び地方消費税の額を加算する。
	[所在地又は住所]滋賀県大津市浜町1番38号
契約の相手方	[商 号 又 は 名 称]株式会社 滋賀銀行
契約相手方の 選 定 理 由	この業務は、各金融機関で収納した収納金を一つに集約し、市の口座に収納するものである。 地方自治法施行令第168条の2は、「指定代理金融機関及び収納代理金融機関の公金の収納又は支払の事務を総括する」と規定していることから、当該業務は、長浜市の指定金融機関である上記の者以外では行えない。 また、当該業務には、上記の者が独自に開発したシステムを利用する。
	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に〇印)
	売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸(1)借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。
	不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、 (2) 加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は 目的が競争入札に適しないものをするとき。
	(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
根拠規定	(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
	(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	(8) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
	(9) 落札者が契約を締結しないとき。